

伊豆市農業委員会委員の募集について(お知らせ)

伊豆市では、現農業委員の任期満了に伴い農業に関する知識と熱意を持ち農地の利用の最適化の推進等の農業委員会の職務を適切に行うことのできる農業委員を募集します。

1. 農業委員について

活動内容	①農地法の権限に基づく転用等に係る許認可 ②農地法等に基づく申請の調査 ③農地法に基づき、市内の農地の利用状況の調査及び調査結果の報告 ④農地等の利用の最適化の推進 ○農地利用の集積・集約化 ○遊休農地の有効利用、違反転用防止など ○耕作放棄地の発生防止・解消 ○新規参入の促進 ⑤その他、研修会等
募集人員	14名
任期	令和8年3月1日～令和11年2月28日 3年間
報酬	月額 6,000円
身分	特別職の非常勤職員

2. 募集方法について

- ① 個人または団体・法人による推薦
- ② 個人による応募(自薦)

3. 推薦・応募資格

農業に関する識見と熱意を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の職務を適切に行うことができる者。

※ただし、次の各号のいずれかに該当する人は応募できません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 市長が定める基準日において20歳未満の者
- (4) 法律上委員と兼務を禁止されている職にある者(例 固定資産評価員等)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

4. 受付期間及び手続き

「募集のお知らせ」「推薦申込書」「応募申込書」は、伊豆市ホームページ、本庁別館農業委員会窓口、中伊豆支所、天城湯ヶ島支所、土肥支所窓口に備えてあります。

- ① 受付期間 令和7年7月1日(火) から令和7年7月 28 日(月)の 17 時 15 分まで(必着)
- ② 提出方法 直接持参(土・日・祝日は除く)または郵送
- ③ 提出・問合せ先 〒410-2413 伊豆市小立野 24-1 伊豆市農業委員会事務局あて
- TEL 0558-72-9894(直)
- FAX 0558-72-9909
- Eメール nou-iinkai@city.izu.shizuoka.jp

④ 提出書類

推薦する場合 「伊豆市農業委員 推薦申込書」(様式第1号)

※個人が推薦する場合は1人につき3人の推薦が必要です

応募(自薦)する場合 「伊豆市農業委員 応募申込書」(様式第2号)

5. 選定方法

伊豆市農業委員会委員選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考します。

(必要に応じて面接等を行う場合があります)

結果について、伊豆市ホームページ等により公表し、令和8年1月下旬頃までに申込者全員に文書で通知します。

6. その他

募集期間中・募集終了後の2回、ホームページ等で下記について公表します。

(ア) 推薦をする(個人)については、「氏名」「職業」及び「年齢」「性別」

(イ) 推薦をする(法人又は団体)については、「名称」「目的」「代表者」又は「管理人の氏名」「構成員の数」「構成員たる資格」「その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項」

(ウ) 推薦を受ける者又は応募する者は、「氏名」「職業」「年齢」「性別」「経歴」及び「農業経営の状況」

(エ) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別

(オ) 推薦又は応募の理由

(カ) 農地利用最適化推進委員の候補者にも同時に応募しているか否かの別